

佐賀県社会福祉法施行条例をここに公布する。
平成25年3月25日

佐賀県知事 古 川 康

◎佐賀県条例第17号

佐賀県社会福祉法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(軽費老人ホームに係る県基準)

第3条 法第65条第1項の規定により条例で定める社会福祉施設の設備の規模及び構造並びに福祉サービスの提供の方法、利用者等からの苦情への対応その他の社会福祉施設の運営についての基準(以下「県基準」という。)のうち軽費老人ホームに係るものは、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成20年厚生労働省令第107号)で定める基準とする。

(婦人保護施設に係る県基準)

第4条 県基準のうち婦人保護施設に係るものは、次に掲げるものとする。

- (1) 職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保すること。
- (2) 入所者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行うこと。
- (3) 職員は、入所者に対し、次に掲げる行為その他当該入所者の心身に有害な影響を与える行為をしないこと。
 - ア 入所者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
 - イ 入所者にわいせつな行為をすること又は入所者をしてわいせつな行為をさせること。
 - ウ 入所者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の入所者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
 - エ 入所者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、当該婦人保護施設の他の入所者によるアからウまでに掲げる行為の放置その他の入所者を保護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
 - オ 入所者の財産を不当に処分することその他当該入所者から不当に財産上の利益を得ること。
- (4) 職員は、正当な理由がある場合を除き、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らさないこと。
- (5) 職員であった者が、正当な理由がある場合を除き、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じること。
- (6) 次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておくこと。
 - ア 施設の目的及び運営の方針
 - イ 職員の職種、数及び職務の内容
 - ウ 入所定員

- エ 入所者の支援の内容
- オ 施設の利用に当たっての留意事項
- カ 非常災害対策
- キ その他施設の運営に関する重要事項

2 前項に定めるもののほか、県基準のうち婦人保護施設に係るものは、婦人保護施設の設備及び運営に関する基準（平成14年厚生労働省令第49号）で定める基準とする。

（授産施設に係る県基準）

第5条 県基準のうち授産施設（生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第5項に規定する授産施設以外のものをいう。）に係るものは、佐賀県生活保護法施行条例（平成25年佐賀県条例第16号）第3条で定める基準（被保護者の数が当該施設における利用者の総数のうちに占める割合に係るものを除く。）の例による。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。